

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

1 クレジットカード事業戦略の推進に係る組織再編

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)及び株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)は、平成20年9月29日に、中間持株会社の株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)の設立に加え、三井住友銀行が、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」)、株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)、及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」)に係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うこと、前記の会社分割により三井住友銀行に交付されるFGCC株式をSMFGに移転するため、SMFGがFGCCを完全子会社化する株式交換を行うこと、及びSMFGが、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」)、CF、OMCカード及びクオークに係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うことを取締役会で決議いたしました。

(1) 三井住友銀行からFGCCへの会社分割(簡易分割)

① 会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、三井住友銀行からFGCCへの吸収分割を行います。

② 会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、三井住友銀行を分割会社とする分社型吸収分割。

③ 吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

④ 株式の割当の内容

FGCCは、三井住友銀行に対しFGCC普通株式22,049株を割当交付します。

⑤ 割当株式数の算定の考え方

本件会社分割に際してFGCCが三井住友銀行に割り当てる株式の数の算定は、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)に依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、FGCCが三井住友銀行から承継するCF、OMCカード及びクオークの普通株式に係る価値算定を行うことで、当該承継資産等の価値を算定し、次にFGCCの株式価値の算定を行った上で、三井住友銀行に対して割り当てる普通株式数を算定しております。

⑥ 吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

(2) SMFGによるFGCCの完全子会社化に係る株式交換(簡易株式交換)

① 株式交換の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGとFGCCの株式交換を行います。

② 株式交換効力発生日

平成20年12月1日(予定)

③ 株式交換に係る割当の内容

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	株式会社SMFGカード&クレジット (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 割当の内容	1	1,493
株式交換により 発行する新株式数	SMFGは、その保有する自己株式32,919株を株式交換による株式の割当てに充当します。	

(注) FGCCの普通株式1株に対して、SMFGの普通株式1,493株を割当交付します。ただし、SMFGが保有するFGCCの普通株式200株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

④ 株式交換に係る割当内容の算定の考え方

本件株式交換の株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券SMBCに依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、SMFGの株式価値については市場株価法による算定を行い、FGCCの株式価値については時価純資産額法による算定を行うことで、株式交換比率を算定しております。

⑤ 株式交換完全親会社の概要

商号 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれらの業務に附帯する業務

資本金 1,420,877百万円(平成20年9月30日現在)

(3) SMFGからFGCCへの会社分割(簡易分割)

① 会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGからFGCCへの吸収分割を行います。

② 会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、SMFGを分割会社とする分社型吸収分割。

③ 吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

④ 株式の割当の内容

FGCCは、SMFGに対しFGCC普通株式100株を割当交付します。

⑤ 割当株式数の算定の考え方

吸収分割承継会社であるFGCCは、SMFGの完全子会社であり、また本件吸収分割の方法が分社型分割であることから、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数にかかわらず、SMFGの純資産額の変動は生じません。そのため、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数は任意に決定いたしました。

⑥ 吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

2 株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併

CF、OMCカード及びクオークは、平成21年4月1日を効力発生日とする3社の合併(以下「本合併」)について、平成20年9月29日に最終合意し、同日開催の各社の取締役会での決議を経て、「合併契約書」を締結いたしました。なお、本合併は、それぞれの株主総会の承認及び関係当局の認可を前提としております。

(1) 合併の目的

現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。

このような環境認識の下、CF、OMCカード及びクオークは、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマーファイナンス会社を実現すべく、平成20年2月29日に、3社が合併することについて「基本合意書」を締結いたしました。その後、合併準備委員会を中心に本合併に向けての協議を重ね、このたび、「合併契約書」を締結いたしました。

(2) 合併の方法

OMCカードを存続会社とし、CF及びクオークを消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたします。

(3) 合併比率

会社名	OMCカード (存続会社)	CF (消滅会社)	クオーク (消滅会社)
合併比率	1	0.85	20

(注) 1 株式の割当比率

効力発生日の前日のCF及びクオークの最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有するCFの普通株式1株につき、OMCカードの普通株式0.85株の割合を、クオークの普通株式1株につき、OMCカードの普通株式20株の割合をもって割当交付します。ただし、CFが保有する自己株式(9,002千株)及びCFが保有するクオーク株式(480千株)への割当交付は行いません。

- 2 OMCカードが合併により新たに発行する株式数等
普通株式153,815千株(予定)

(4) 合併比率の算定根拠

OMCカード、CF及びクオークは、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性を期すため、OMCカードは野村證券株式会社(以下「野村證券」)を、CFは日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティグループ証券」)を、クオークは大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)を今回の合併比率算定のための第三者評価機関として任命し、合併比率算定書を受領しました。野村證券は、OMCカードとCFについて市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引分析等による評価を行い、クオークについて類似会社比較法、配当割引分析等による評価を行い、合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.67～1.11、クオーク 18.35～34.76と算定しました。

なお、野村證券は、合併比率の算定に当たり、OMCカードが平成20年9月29日付で公表した「第三者割当による新株式の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」に記載のSMFGによるOMCカードへの第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」)を考慮しております。野村證券は、合併比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びその関係会社の資産または負債について、個別の各資産、各負債(偶発債務を含みます。)の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、野村證券に提供された各社の財務予測その他将来に関する情報については、OMCカードの経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

日興シティグループ証券は、本合併の諸条件、統合する当事会社の事業等を分析した上で、OMCカード及びCFについては市場株価法、類似上場企業比較法及び理論配当割引法により、また、クオークについては類似上場企業比較法及び理論配当割引法により評価・分析を行い、その結果を総合的に勘案した上で合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.79～1.00、クオーク 19.25～29.46と算定しました。なお、日興シティグループ証券は、合併比率の算定に当たり、本第三者割当増資を考慮しております。

日興シティグループ証券は、合併比率の評価・分析に際して、OMCカード、CF及びクオークから提供された情報、公開されている情報並びにその他一切の情報が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれら情報の正確性及び完全性についての検証を行っていません。また、各社及びその関係会社の資産及び負債について、独自の評価若しくは査定及びその実在性の検証を行っていません。各社の財務予測並びにその前提条件については、OMCカード、CF及びクオークの現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

大和証券SMBCは、OMCカード及びCFについてはそれぞれ市場株価法、DCF法(理論配当割引法)等により評価を行い、クオークについては類似会社比較法、DCF法(理論配当割引法)等により評価を行い、その結果を総合的に勘案した上で合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.83～0.97、クオーク 19.28～25.21と算定しました。なお、大和証券SMBCは、合併比率の算定に当たり、本第三者割当増資を考慮しております。

大和証券SMBCは、合併比率の算定に際して、OMCカード、CF及びクオークから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、各社の財務予測については、各社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券SMBCが提出した合併比率の算定結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

OMCカードは野村證券による合併比率の算定結果を参考に、CFは日興シティグループ証券の合併比率の算定結果を参考に、クオークは大和証券SMBCの合併比率の算定結果を参考に、各社が交渉・協議を行い、上記合併比率を決定いたしました。

(5) 合併の期日

平成21年4月1日(予定)

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

商号 株式会社セディナ

事業内容 クレジットカード事業、個品割賦事業、融資事業、その他

3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、高騰が続いていた原油価格が7月半ばをピークに下落に転じるなか、米国では住宅市場の調整や信用収縮などを受けて景気の停滞が続き、欧州でも景気の減速感が強まりました。アジアでは総じて景気の拡大が続きましたが、インフレ率の高まり等を受けて、成長速度は幾分減速しました。わが国におきましては、設備投資の減少や欧米向け輸出の増勢鈍化などから、景気の停滞感が強まりました。

金融資本市場に目を転じますと、米国のサブプライム危機の拡がりや世界的な景気減速懸念の強まりを背景に、欧米の主要株価指数は5月をピークに下落傾向に転じ、クレジット市場や短期金融市場における信用スプレッドは期末にかけ大幅に拡大しました。国内では、長期市場金利である10年物国債の流通利回りと日経平均株価が6月半ばにかけて上昇したものの、その後は景気後退懸念の高まりや欧米金融市場の動揺を受けて、国債利回りは低下し、株価は下落しました。円の対ドル相場は8月に110円台をつけた後、円高方向に転じました。

こうした中、金融界におきましては、6月に、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けて、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直しなどを盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、10,681億円と前年同期比455億円の増益となりました。これは、三井住友銀行において、国際業務部門での貸出金残高の増加や利鞘の改善等により、資金利益が前年同期比353億円の増益となったこと等が主因であります。

営業経費につきましては、成長事業領域強化のためのシステム投資やお客さまの利便性向上を目的とした拠点・施設拡充のための投資を行ったこと等を主因に、前年同期比616億円増加の5,389億円となりました。

与信関係費用は、債務者の業況悪化による貸出債権の劣化や、一部海外金融機関宛債権での与信コスト等の発生を主因として、前年同期比1,590億円増加の3,021億円となりました。

株式等損益は、株式等償却が減少したことにより、前年同期比276億円改善して197億円の損失となりました。

持分法による投資損益は、一部関連会社の業況悪化により、前年同期比251億円減益の61億円の損失となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比1,622億円減益の1,909億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は前年同期比873億円減益の832億円となりました。

なお、サブプライムローン関連の証券化商品等につきましては、46億円の損失処理を行いました。その結果、当中間連結会計期間末時点におけるサブプライムローン関連の証券化商品の残高は、償却・引当控除後で13億円であります。この他、サブプライムローン関連以外の証券化商品等について109億円の損失処理を、また、モノライン保険会社との取引について17億円の損失処理を行いました。

次に、第2四半期連結会計期間の経常利益及び四半期純利益は、それぞれ1,173億円、251億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けております。また、第2四半期連結会計期間につきましては、監査を受けておりません。

(単位:億円)

	当中間連結 会計期間	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	前中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間比
連結粗利益	10,681	4,719	5,961	10,225	455
資金運用収支	6,785	3,301	3,483	5,995	789
信託報酬	12	5	7	22	△9
役務取引等収支	2,839	1,346	1,493	2,934	△94
特定取引収支	△3	△851	848	1,183	△1,187
その他業務収支	1,046	917	129	89	957
営業経費	5,389	2,751	2,637	4,773	616
不良債権処理額 ①	3,030	1,142	1,887	1,434	1,595
貸出金償却	1,535	325	1,209	650	885
個別貸倒引当金繰入額	1,096	762	334	624	472
一般貸倒引当金繰入額	242	11	231	125	116
その他	155	43	112	34	121
株式等損益	△197	△50	△147	△474	276
持分法による投資損益	△61	14	△76	190	△251
その他	△92	△53	△39	△200	108
経常利益	1,909	736	1,173	3,532	△1,622
特別損益	△4	9	△13	△29	24
うち減損損失	13	7	6	32	△18
うち償却債権取立益 ②	9	3	5	3	5
税金等調整前中間(四半期)純利益	1,905	745	1,159	3,503	△1,597
法人税、住民税及び事業税	464	232	232	539	△75
法人税等調整額	157	△277	435	892	△734
少数株主利益	450	209	240	365	85
中間(四半期)純利益	832	580	251	1,705	△873

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益－資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益－役務取引等費用)
+ (特定取引収益－特定取引費用) + (その他業務収益－その他業務費用)

与信関係費用 (=①－②)	3,021	1,139	1,881	1,431	1,590
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

① 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は3,483億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,493億円、特定取引収支は848億円、その他業務収支は129億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は3,014億円、信託報酬は6億円、役務取引等収支は1,017億円、特定取引収支は736億円、その他業務収支は18億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は156億円、信託報酬は0億円、役務取引等収支は2億円、その他業務収支は119億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は360億円、役務取引等収支は542億円、特定取引収支は111億円、その他業務収支は301億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	301,405	15,600	36,015	△4,644	348,377
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	539,222	22,502	50,240	△42,544	569,421
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	237,816	6,902	14,224	△37,900	221,043
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	688	14	—	—	703
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	101,713	279	54,278	△6,940	149,331
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	132,565	274	58,178	△10,374	180,643
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	30,851	△5	3,900	△3,434	31,312
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	73,699	—	11,135	—	84,834
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△5,648	—	243	12,118	6,713
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△79,347	—	△10,891	12,118	△78,120
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,842	11,934	30,140	△31,002	12,915
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	10,498	63,811	61,003	△31,254	104,059
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	8,656	51,876	30,863	△251	91,144

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他事業………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は3,483億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,493億円、特定取引収支は848億円、その他業務収支は129億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は2,801億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,261億円、特定取引収支は783億円、その他業務収支は110億円となりました。

海外の資金運用収支は699億円、役務取引等収支は234億円、特定取引収支は64億円、その他業務収支は18億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	280,131	69,917	△1,672	348,377
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	420,596	171,938	△23,113	569,421
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	140,464	102,020	△21,441	221,043
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	703	—	—	703
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	126,124	23,443	△236	149,331
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	154,529	26,450	△336	180,643
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	28,404	3,007	△99	31,312
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	78,386	6,447	—	84,834
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△562	△4,179	11,455	6,713
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△78,948	△10,627	11,455	△78,120
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	11,048	1,867	—	12,915
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	100,950	3,109	—	104,059
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	89,902	1,242	—	91,144

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、海外で高格付け企業への貸出を積極的に行ったこと等により、前連結会計年度末比 1 兆 3,328 億円増加して 63 兆 4,777 億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第 2 四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	621,448	634,777	13,328
うちリスク管理債権	10,927	14,154	3,227
うち住宅ローン(注)	152,277	153,920	1,643

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日現在					平成20年9月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	50,975,712	—	549,503	51,525,216	100.00	51,391,929	6,235	589,243	51,987,409	100.00
製造業	5,626,919	—	6,463	5,633,382	10.92	5,752,525	—	10,568	5,763,094	11.09
農業、林業、漁業及び鉱業	138,474	—	24	138,498	0.27	110,967	—	461	111,428	0.21
建設業	1,412,863	—	3,105	1,415,969	2.75	1,218,200	—	2,760	1,220,961	2.35
運輸、情報通信、公益事業	2,938,207	—	4,839	2,943,046	5.71	3,203,528	3,024	5,503	3,212,055	6.18
卸売・小売業	5,412,323	—	8,825	5,421,149	10.52	5,139,653	3,211	25,103	5,167,969	9.94
金融・保険業	4,470,634	—	726	4,471,361	8.68	4,459,964	—	6,944	4,466,908	8.59
不動産業	7,816,290	—	200,908	8,017,198	15.56	7,451,269	—	173,480	7,624,749	14.67
各種サービス業	5,869,034	—	74,434	5,943,468	11.54	5,648,334	—	66,301	5,714,636	10.99
地方公共団体	633,009	—	—	633,009	1.23	781,875	—	—	781,875	1.50
その他	16,657,955	—	250,175	16,908,131	32.82	17,625,609	—	298,119	17,923,729	34.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,415,935	100,426	151,987	8,668,349	100.00	11,314,139	37,641	138,567	11,490,348	100.00
政府等	42,466	—	—	42,466	0.50	31,509	—	—	31,509	0.27
金融機関	537,499	272	705	538,477	6.21	959,583	—	262	959,845	8.35
商工業	7,020,306	97,878	145,438	7,263,622	83.79	9,209,398	36,448	137,853	9,383,700	81.67
その他	815,663	2,276	5,843	823,782	9.50	1,113,647	1,192	451	1,115,292	9.71
合計	59,391,648	100,426	701,490	60,193,566	—	62,706,068	43,877	727,811	63,477,758	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比2,730億円増加して1兆769億円となりました。

これは、国内外の景気減速を背景に企業倒産が増加したこと等によるものであります。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が1,513億円増加して2,691億円、危険債権が1,238億円増加して5,258億円、要管理債権が21億円減少して2,820億円となりました。

なお、不良債権比率は前連結会計年度末比0.38%上昇の1.62%となりました。

(単位:億円)

	平成20年3月末	平成20年9月末	平成20年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,178	2,691	1,513
危険債権	4,020	5,258	1,238
要管理債権	2,841	2,820	△21
合計 ①	8,039	10,769	2,730
正常債権	639,282	653,434	14,152
総計 ②	647,321	664,203	16,882
不良債権比率 (=①/②)	1.24%	1.62%	0.38%
直接減額実施額	3,338	4,461	1,123

② 有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーションにより、国債の残高が減少したこと等から、前連結会計年度末比1兆7,216億円減少して、21兆7,958億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	235,175	217,958	△17,216
国債	93,399	85,001	△8,398
地方債	4,392	3,950	△442
社債	38,807	38,290	△516
株式	37,497	36,212	△1,284
うち時価のあるもの	30,388	29,424	△963
その他の証券	61,077	54,503	△6,574

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

(単位:億円)

	平成20年3月末	平成20年9月末	平成20年3月末比
満期保有目的の債券	170	70	△99
子会社・関連会社株式	10	△489	△500
その他有価証券	7,557	6,298	△1,259
うち株式	9,363	7,824	△1,538
うち債券	△1,295	△564	730
その他の金銭の信託	△0	△1	△1
合計	7,738	5,877	△1,860

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っておりますが、残高は、前連結会計年度末比474億円増加して1兆330億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	9,855	10,330	474
繰延税金負債	520	298	△222

④ 預金

預金は、前連結会計年度末比8,924億円増加して73兆5,830億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比1,765億円増加して3兆2,546億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	726,906	735,830	8,924
国内	668,476	662,847	△5,628
海外	58,429	72,983	14,553
譲渡性預金	30,781	32,546	1,765

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、5兆2,577億円となりました。

このうち株主資本は、3兆1,156億円となりました。内訳は、資本金1兆4,208億円、資本剰余金577億円、利益剰余金1兆7,612億円、自己株式△1,242億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,269億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,631億円、繰延ヘッジ損益△1,141億円、土地再評価差額金350億円、為替換算調整勘定△571億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は△1兆7,389億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は+4兆994億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は+851億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3兆6,430億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱と、世界的な景気減速懸念の高まりを受け、当社グループを巡る事業環境は厳しさを増しております。当社グループは、平成20年度を、「不透明・不確実な環境変化に適切に対応しつつ、着実に前進する年」と位置付け、引き続き、潜在的な損失発生・拡大の芽に早期に対処するとともに、限りある経営資源を成長分野に傾斜投入し、中長期的な成長の実現に向け、中期経営計画で掲げた「成長事業領域の重点的強化」及び「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に着実に取り組んでまいります。

① 成長事業領域の重点的強化

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・コンシューマーファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、株式会社三井住友銀行における金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」を実現してまいります。具体的には、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたことを受けて取扱いを開始いたしました終身、定期、医療等の6種類の保険商品、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図り、引き続き、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上とコンサルタントの増員を進めるとともに、支店、SMBCコンサルティングプラザといった多様な形態の店舗を展開してまいります。

次に、クレジットカード事業につきましては、同事業を統括する中間持株会社「株式会社SMFGカード&クレジット」を本年10月に設立したほか、来年4月を合併期日とする株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併契約を締結いたしました。引き続き、当社グループでは、合併会社と三井住友カード株式会社を軸に、グループトータルでのスケールメリットの追求及び提携各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じて、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。加えて、プロミス株式会社との協働事業につきましても、引き続き、ローン契約機の増設等を通じて推進し、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズにお応えしてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確にお応えする質の高いソリューション提供に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行におきまして、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M&Aを通じた事業拡大・再編など、お客さまの経営課題に対するソリューション提供を、法人営業部等の営業拠点とコーポレート・アドバイザリー本部との協働や、大和証券エスエムビーシー株式会社との連携を通じて推進してまいります。また、営業拠点とプライベート・アドバイザリー本部との協働を通じて、事業承継、職域取引等の個人と法人のお客さまのニーズが重なる分野を強化いたしますとともに、本年4月に新設いたしましたグローバル・アドバイザリー一部を通じて、国内外の拠点の連携を推進し、お客さまの海外進出や海外における事業展開等に対するソリューション提供を一段と強化してまいります。加えて、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネスといった成長分野における取組みにつきましても引き続き推進してまいります。

リース事業におきましては、当社グループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき、昨年10月に三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足いたしました。銀行系リースと商社系リースのノウハウを結集し、取扱商品の多様化、差別化を推進することにより、お客さまにとって、より付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。また、株式会社日本総研ソリューションズにつきましては、ITサービス事業分野において更なる成長を図るため、本年9月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データと広範な範囲での事業提携及び、これを前提とした資本提携を行うことで基本合意いたしました。今後、システム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供を一段と強化してまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

本年6月、株式会社三井住友銀行は、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーと、同社に対する約5億ポンドの出資及び業務協働について合意いたしました。また、高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、本年4月に株式会社三井住友銀行にアジア・大洋州本部を設置し、より地域に密着した機動的な業務運営を進めるとともに、昨年来推進しておりますベトナムエグジティブバンク及び国民銀行(韓国)との業務提携、及び、本年10月に合意しました、同行持株会社KBフィナンシャル・グループへの出資や、第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)などアジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいります。加えて、プロジェクトファイナンス、船舶ファイナンスといった株式会社三井住友銀行が強みを持つ特定プロダクツの強化につきましても、引き続き進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が続き、世界的に景気減速懸念が高まる中、「リスク資産の価格調整プロセス」は長期化し、不透明感を増しております。自己勘定投資、アセット回転型ビジネスにつきましては、調査・分析機能の強化とリスク管理の高度化を一層進め、当社グループの資産効率・資本効率を改善する手法の開発に中期的な観点から取り組んでまいります。

② 持続的成長に向けた企業基盤の整備

当社グループは、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、引き続き、国内外を問わず、法令等の遵守を徹底し、磐石の体制を構築してまいります。また、CS・品質の向上につきましても、今後とも、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化してまいります。

リスク管理につきましては、平成18年度末に導入したバーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、一段と高度化してまいりますとともに、株式会社三井住友銀行におきましては、本年4月に設置した与信モニタリング室を通じて、法人営業拠点に対する支援・指導を実施する等、与信管理体制を継続的に強化してまいります。また、世界的な景気減速懸念が高まる中、本年10月には、株式会社三井住友銀行に米州リスク管理部、欧州リスク管理部を新設し、リスク管理の一段の強化をグローバルベースで図ってまいります。

人材マネジメントにつきましても、意欲を持った従業員による、より上位の職務へのチャレンジや担当職務の拡大を通じて、お客さまにより質の高いサービスを提供できる体制を築いてまいります。

また、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指し、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

なお、今年度の通期業績につきましては、国内外での景気減速を背景とした与信関係費用の増加に加え、株式相場の低迷による株式等の減損額の増加等が見込まれることから、本年5月に発表した業績予想を見直し、連結経常利益で4,800億円、連結当期純利益で1,800億円を予想しております。

このように通期の連結業績が前年度比減益の見込みとなることを踏まえまして、今年度の普通株式一株当たりの配当予想を、前年度実績比2,000円増配の14,000円から、前年度実績と同水準の12,000円に2,000円減額させていただきます。これに伴い、普通株式の中間配当金を一株当たり7,000円とし、期末配当金を一株当たり7,000円から5,000円に変更させていただきます。

当社グループは、今年度、これらの取り組みを通じて、不透明・不確実な環境変化に適切に対処しつつ、持続的成長の実現に向けた取り組みにも弛まず挑戦し、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は32百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年3月31日から先進的計測手法を採用しております。なお、平成19年9月30日は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	57,869	57,759
	利益剰余金	1,491,378	1,761,220
	自己株式(△)	123,855	124,240
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	44,806	60,105
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△8,428	△57,108
	新株予約権	27	56
	連結子会社の少数株主持分	1,414,273	1,814,874
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,151,737	1,409,104
	営業権相当額(△)	36	223
	のれん相当額(△)	96,648	191,746
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,069,277	4,578,762
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	87,444
	計 (A)	4,069,277	4,491,317
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	527,987	463,820
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	693,073	263,958
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	39,163	37,209
	一般貸倒引当金	48,889	64,131
	適格引当金が期待損失額を上回る額	193,061	13,070
	負債性資本調達手段等	2,507,177	2,368,389
	うち永久劣後債務(注) 4	1,055,578	870,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,451,598	1,498,277
	計	3,481,365	2,746,760
うち自己資本への算入額 (B)		3,481,365	2,746,760

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	738,262	730,976
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,812,380	6,507,101
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	49,351,076	50,088,982
	オフ・バランス取引等項目	10,487,217	9,917,595
	信用リスク・アセットの額 (F)	59,838,293	60,006,577
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	378,136	291,765
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	30,250	23,341
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	4,034,689	3,134,164
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	322,775	250,733
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を 乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	64,251,120	63,432,507
連結自己資本比率(第一基準) = E/L × 100 (%)		10.60%	10.25%
(参考) Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		6.33%	7.08%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在360,303百万円、平成20年9月30日現在310,203百万円であります。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在860,287百万円、平成20年9月30日現在1,003,197百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,220,783百万円、平成20年9月30日現在915,752百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

なお、当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、Sakura Preferred Capital(Cayman) Limitedが発行した優先出資証券を平成21年1月26日を予定日として全額償還することを承認する決議をしております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由^{(注)1}」又は「支払不能事由^{(注)2}」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由^{(注)3}」に抵触する場合、又は、当社優先株式^{(注)4}が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities(Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積の永久優先出資証券	配当非累積の永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSB Treasury Company L.L.C.(以下、「SBTC-LLC」という。)が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率／Tier1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、または④「管理変更事由」((a)清算事由<清算、破産または清算的会社更生>の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書(注)2を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示(注)4を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示(注)5を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間(注)6中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示(注)4若しくは配当減額指示(注)7がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式(注)8(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額

強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示(注)5又は配当減額指示(注)7がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書(注)2が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来する場合には、監督期間配当指示(注)4に服すること (4) 当該配当支払日が当行の清算期間(注)6中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)